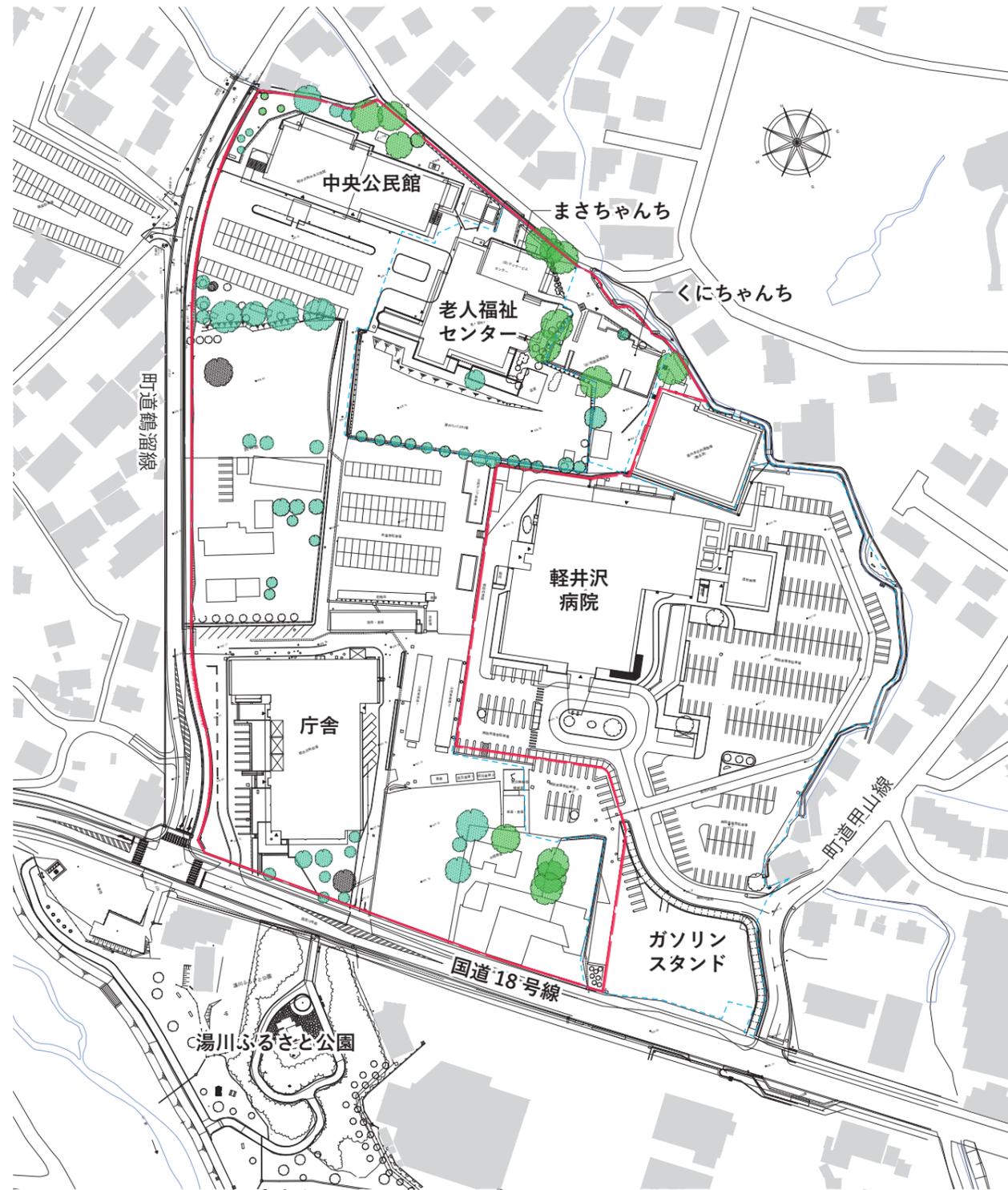
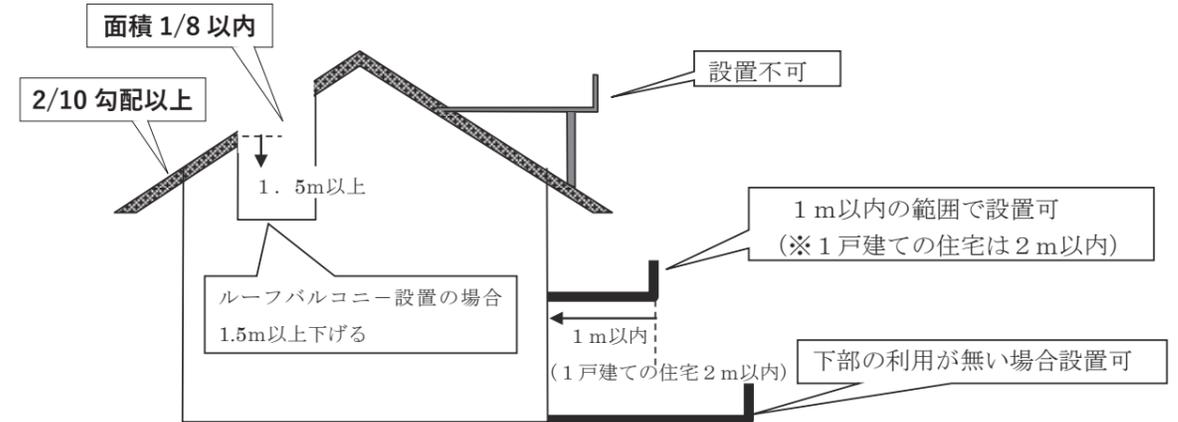


■ 敷地現況図



① 軽井沢町自然保護対策要綱による勾配屋根の規定

2 軽井沢町自然保護対策要綱により、建築物の「屋根は2/10以上の勾配屋根とすること」と規定されています。そのため、原則、建物の幅が大きくなると建物の高さが比例して高くなる傾向にあります。公共施設の利便性を考慮すると、安易に建物の幅を細くできません。よって、建物の高さを抑えるためには、勾配方向を短くできる屋根の形とする必要があります。



② 軽井沢の気候を踏まえた軒先の設定（落水対策）

落水対策として、「①屋根の2段化」「②軒先を人の手でつららを撤去できる高さとする（または、キャットウォークの設置）」以上の解決策が有効です。できる限り「②軒先を人の手でつららを撤去できる高さとする」ことが有効と考えます。

